

第2回湯浅町水道料金等 審議会を開催します

水道事務所 ☎62・4171

湯浅町では、健全な水道事業運営を確保する適正な水道料金のあり方等について審議するため、本年度「湯浅町水道料金等審議会」を立ち上げ、料金制度の見直しや事業運営について検討しています。

次回審議会を次のとおり公開で開催しますので、ぜひ会場へお越しください。

■日時

1月22日(土)
10時30分(受付開始)

■開催場所

湯浅えき蔵 3階

■審議会の傍聴

・10時から水道関係の施設見学を実施した後、湯浅えき蔵で会議を開催するため、会議の開始は11時ごろとなる予定です(傍聴は会議の



みとなります。)。傍聴者の定員は設けておりませんが、会場の大きさ等都合により、抽選となる場合がありますのでご了承ください。

湯浅町障がい理由とする差別を なくす条例に基づく模範事業者を 募集します

☎福祉課福祉係(11番窓口) ☎64・1120

湯浅町では、平成30年4月1日に「湯浅町障がい理由とする差別をなくす条例」が施行され、誰もが住みやすいまちづくりを進めています。

障がいを理由とする差別の普及・啓発に取り組んでいる事業者を表彰するため、模範的な事業者を募集します。

●対象事業者

湯浅町に事業所があり、障がいを理由とする差別をなくすための活動に積極的に取り組んでいる事業者

●応募方法

自薦、他薦を問いません。右記問合せ先までご連絡をお願いいたします。

●応募例

- ・段差を解消しスロープに改装した
- ・障がいのある方を積極的に雇用している
- ・代筆や車いすの対応など職員研修を実施している
- ・来店できない方のために配達や送迎を行っている等

●応募締切

2月4日(金)



湯浅町文化財保存活用 地域計画が認定されました

☎教育委員会歴史文化財係(17番窓口) ☎64・1128

文化財保存活用地域計画とは、地域の歴史や文化遺産を整理したうえで、目標や取組を定め、地域全体で文化遺産のよりよい保存と活用を進めていく計画です。現在までの認定件数は58件で、和歌山県内では初の認定になります。

基本理念「ホンモノの歴史を誇れるまち」

湯浅町には数多くの文化遺産があり、これからも地域で大切に守っていく必要があります。計画では、地域にとつてかけがえのない文化遺産の調査・研究を進め、地元住民と共有して、魅力を発信していくなかで、地元を誇りに思う気持ちを育て、町外の人々が湯浅町に訪れたいくなるよう目指していきます。

地域計画の内容は湯浅町ホームページから確認できます。



古いもの教えてください
湯浅町の文化遺産の把握を引き続き進めています。

- ・古文書
- ・古写真
- ・古い道具
- ・昔の湯浅のお話 など

がありましたら、教育委員会歴史文化財係までご連絡ください。

要介護認定者の 障害者控除のご案内

☎福祉課介護保険係(12番窓口) ☎64・1120

確定申告等の際に、本人又は扶養親族が障がいのある方の場合、障害者(特別障害者)控除として、一定金額を所得から控除できる制度があります。この制度は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、障害者手帳をお持ちでない方でも65歳以上の要介護認定を受けている方で対象になる場合があります。

要介護認定者の方が障害者(特別障害者)控除を受けるためには、町が交付する「湯浅町障害者控除対象認定書」が必要です。事前にお問い合わせのうえ、福祉課介護保険係に申請してください。

